

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	改善促進・環境調整に係る権利の特許措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
0420060	行政書士の「紛争のない契約締結代理業務」の明確化	行政書士法第1条の第2号	<p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる業務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p>		<p>行政書士の「紛争のない契約締結代理業務」を、行政書士が行った行政書士が契約の締結の代理者は媒介を行い、若しくはこれらに関する相関に応じることを業とすることができる。」と規定する。</p>	<p>2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、行政書士法を所管する総務省の有権解釈として、「「締結の代理」とは行政書士の業務として包摂すべきものである」として、行政書士が業務として契約の代理を行う者の意味を含めるとあると見られる。(「総務省行政書士二編(昭和)行政書士法の一部改正について」地方自治046号02頁、2001年)とある。</p> <p>国民が安心して行政書士に「紛争のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争のない契約締結代理業務」を規定することができる。</p> <p>「紛争のない契約締結代理業務」には交渉能力(交渉に関する知識・技術)が必要であるが、仮に「紛争のない契約締結代理業務」が行政書士法7条の規程対象で、弁護士独占業務とするか、司法試験科目に交渉力はなく、弁護士には交渉能力の担保措置がなされていないので、弁護士独占業務は極めて不合理である。</p>		-		行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することを行政書士の業として定めているが、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないとしている。当該提案の実現については弁護士法に関わることであり、弁護士法に基づき判断されるべきものである。	1 0 5 0 3 0	個人	香川県	総務省 消費者
0420070	障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和	【地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項】 【地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第17条の第1項】	<p>○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(契約の締結) 第二百三十四条 売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これに充てることができる。</p> <p>3~6 (略)</p> <p>○地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号)(随意契約) 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価額(買値)の契約はが別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをとする。</p> <p>二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用するための必要な物品の売入れその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しているものとする。</p> <p>三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十二条に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する放課後児童健全育成事業を除く。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)、同法第十四条に規定する放課後児童健全育成事業に関する。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)、同法第十五条第三項に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)(以下において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約。障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模事業者、高齢者や障害者の居る施設等に定める法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一條第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び障害福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六項に規定する母子福祉団体の行為事業でその事業に使用される者が当該団体に規定する高齢者のない女子(別に売宅を扶養しているもの及び同条第三項に規定する専業主婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をとする。)</p> <p>四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をとするとき。</p> <p>五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>六 競争入札に付することが不利に認められるとき。</p> <p>七 時節に出して著しく有利な条件で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>九 落札者が契約を締結しないとき。</p> <p>2~4 (略)</p>		<p>自治体政策目的による随意契約の要件に、法定雇用障害者以上の障害者雇用を継続して行なう事業者として認められたいこととする。</p>	<p>提案理由 障害者福祉に関する自治体随意契約については、障害者支援施設から役務の提供を受ける契約などについては、すでに、改革目的随意契約として認められていることだが(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)、これ以外に、他の随意契約要件のいずれかに該当しない限り認められてはならない。</p> <p>本提案を実現することで、障害者雇用に実績のある一般事業主に対する自治体の業務委託発注が容易になることが期待され、これにより一般事業主における障害者雇用の取り組みが促進されることが期待でき、もって、地域における障害者の雇用安定と自立促進に寄与できるものと考えます。</p> <p>代替措置 他の自治体政策目的の随意契約と同様に、法令の定めるところにより、契約手続を普通地方公共団体の規則で定めることと条件とすることで、適な随意契約制度の確保が図られると考えます。</p> <p>なお、詳細は「概観」提案主体の補足資料で申し述べます。</p>		C	-	地方公共団体の契約の方式は、機会均等、競争性、公正性、透明性及び経済性を最も担保することができる一般競争入札を原則としているところであり、競争入札によることよりも随意契約による方が経済的かつ合理的に契約の内容を達成できると客観的に認められるような場合に限り、随意契約が認められること。 <p>ご提案いただいた随意契約事由は、営利法人が随意契約の相手方となることを求めるものであり、競争性の観点から地方公共団体の側にとって客観的に有利とは認められないことから、これを随意契約事由とするとは認められない。</p>	1 0 6 0 6 0 1 0	株式会社自治体サービス公社	東京都	総務省
0420080	コンテナ型データセンターの消防法に関する規制の緩和	消防法第17条第1項	<p>消防用設備等(消火器具、屋内消火栓設備、自動火報知設備等をいう。以下同じ。)については、防火対象物※の規模、構造、用途に応じて、設置、維持しなければならない。</p> <p>※ 防火対象物とは、山林又は舟車、船隻若しくは浮環に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。</p>		<p>特区地域内に立地するコンテナ型データセンターに限っては、消火設備は自主設置が認められる。</p>	<p>コンテナ型データセンターは、コスト抑えれることが大きな優位性となっており、海外企業を中心に採用されている。</p> <p>ただし、現在では、高層化の進行に伴い、特に山地区域では地震災害とされるも増えてきている。そのため、集積が新たな公共の担い手になりにくい状況である。そこで、平成19年度に町内7地区に分け、住民自身が地域の自治を担う地域振興協議会を、議会の議決を経て条例を制定・設立した。同協議会では防災・福祉、産業、環境、コミュニティなど幅広い分野で、住民自ら地域課題の解決に取り組み成果を上げるとともに、住民の自治意識も高まってきたことである。</p> <p>そこで、本町においては地域振興協議会においては、近年、地域団体として法人格を取得する集積が高まってきている。この消費には、法人格を取得することで、土地・建物などを協議会で保有し、更なる活動の充実を目指す目的がある。具体的には、所有者が放棄された空き家を取得し、マイカーシェアや子育て広場、農家体験場など活用する計画があるためである。</p> <p>そこで、本町においては地域振興協議会を町長らの指示により地域団体として認可し法人格を付与し、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行ってきたい。その場合、00人規模の役員(職員)を選出することを経験でき、地域団体の活動が推進される。協議会を構成する集積の代表である評議員からなる評議員会に諮ることが出来るよう、地域団体に係る地方自治法第260条の13、構成員の選出が認められることとする。</p>		D	-	コンテナが随時かつ任意に移動できない状態にあり、建築物として扱われる場合には、消防法上の防火対象物となり、防火対象物の規模、構造等に準じ、消防用設備等を設置しなければならない(例えば、一般の事務所等の場合、高～面積300㎡以上で消火器具の設置が必要など)。 <p>ただし、消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則としているため、いわゆるコンテナ型データセンターについて、各コンテナが構造的に独立しており、かつ、その床面積が30㎡程度である場合には、消防用設備等の設置対象としないことが一般的であるとされる。</p> <p>なお、複数のコンテナがダクトを用いて配線接続されているような場合であっても、各コンテナが構造的に独立しているのであれば、消防用設備等の設置単位はコンテナごとになること一般的であると考える。</p>	1 0 2 0 3 0	青森県 ロボット	青森県	総務省
0420090	認可地域団体の通常総会の解散の緩和	地方自治法第260条の13	<p>認可地域団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならないとされている。</p>		<p>地域団体に係る地方自治法第260条の13、構成員の通常総会についての解釈の拡大</p>	<p>現在、新たな公共の担い手として、NPO法人、地域団体及びその他の団体の活動が注目されている。本町では、高層化の進行に伴い、特に山地区域では地震災害とされるも増えてきている。そのため、集積が新たな公共の担い手になりにくい状況である。そこで、平成19年度に町内7地区に分け、住民自身が地域の自治を担う地域振興協議会を、議会の議決を経て条例を制定・設立した。同協議会では防災・福祉、産業、環境、コミュニティなど幅広い分野で、住民自ら地域課題の解決に取り組み成果を上げるとともに、住民の自治意識も高まってきたことである。</p> <p>そこで、本町においては地域振興協議会においては、近年、地域団体として法人格を取得する集積が高まってきている。この消費には、法人格を取得することで、土地・建物などを協議会で保有し、更なる活動の充実を目指す目的がある。具体的には、所有者が放棄された空き家を取得し、マイカーシェアや子育て広場、農家体験場など活用する計画があるためである。</p> <p>そこで、本町においては地域振興協議会を町長らの指示により地域団体として認可し法人格を付与し、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行ってきたい。その場合、00人規模の役員(職員)を選出することを経験でき、地域団体の活動が推進される。協議会を構成する集積の代表である評議員からなる評議員会に諮ることが出来るよう、地域団体に係る地方自治法第260条の13、構成員の通常総会についての解釈の拡大を提案する。</p>		D		青森県 南部町	鳥取県	総務省		

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	技術標準・規格 基準に係る規制 の特許措置の審 査・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	推進 事業 実施 年度	提案主体名	都道府 県	制度の所 管(関係府 省)	
0420100	コンテナ型データセンターに係る建築基準法及び消防法の緩和	消防法第17条第1項	消防用設備等(消火器具、屋内消火栓設備、自動火報知設備等をいう。以下同じ。)については、防火対象物※の規模、用途に応じて、設置、維持しなければならない。 ※ 防火対象物とは、山林又は舟車、船きよしくはふね等に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。		①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンターにあつての建築確認申請を免除若しくは簡略化する ③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする	【実施内容】 ①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあつての建築確認申請を免除若しくは簡略化する ③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする 【提案理由】 我が国産業の国際的な競争力維持のためには、クラウドコンピューティングの進展等に対応できる、よび大型でコストメリットがあるデータセンターの国内立地が必要である。 しかし、移設・増設が容易なため近年注目されているコンテナ型データセンターを設置する場合、わが国の現行制度ではコンテナが建築物と見られるため建築確認申請や消防用施設の設置費用が増加し、立地への敷金を負担している。 茨城県は電力移出品であり、安価で安定した電力を供給できること、首都圏に近接し交通アクセスも優れていること、活断層がない安定した地盤の上に企業の多様なニーズに適合する安価な事業用地が豊富に存在すること、国内有数のデータセンター高地帯である。法的に適合した安全確認ができる一定の要件を満たす用地への立地においては、上述の規制等を見直すことにより、データセンターの効率的な集積が図られる。 【特許措置】 -コンテナ型データセンターは、常時遠隔監視されていること(メンテナンス時を除き人が近づかないこと) -設置場所は強固な地盤の上に整然と整備され、周辺を緩衝帯で囲った用地であること	D	-	コンテナが随時かつ任意に移動できない状態にあり、建築物として扱われる場合には、消防法上の防火対象物となり、防火対象物の規模、構造等に応じ、消防用設備等を設置しなければならない(例えば、一般の事務所等の場合、延べ面積300㎡以上で消火設備の設置が必要など)。 ただし、消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則としているため、いわゆるコンテナ型データセンターについて、各コンテナが構造的に独立してあり、かつ、その底面積が0.0㎡である場合には、消防用設備等の設置対象に該当しないことが一般的であると考える。 なお、複数のコンテナがダクトを用いて配線接続されているような場合であっても、各コンテナが構造的に独立しているのであれば、消防用設備等の設置単位はコンテナごとになることが一般的であると考える。						総務省 国土交通省
0420110	セルフ式スタンドにおいて給油可能な条件の明確化	危険物の規制に関する政令第17条第5項 危険物の規制に関する規程第28条の2の4	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフ式ガソリンスタンド)は、顧客に自ら自動車又は原動機付自転車で給油させることができる施設とする。		現在セルフ式ガソリンスタンドでは、車両以外への給油は認められていないが、なぜ認められないのか判断基準が明確に示されていない。そこで、給油が可能となる判断基準を明確化する。	これまで、セルフ式スタンドにおいて、車両以外、例えば水上バイクについても給油することが可能となる。給油が可能となる判断基準として明確化していただけという提案をさせていただいたにもかかわらず、議点がみかみかあり、納得する回答をもらえていないのが現状です。 そこで今年一度、理由がわかるように、セルフ式スタンドにおいて、顧客自ら給油することが可能となる判断基準を明確化する。 また、次に掲げるものをレーラーに搭載し、セルフ式スタンドで給油が可能か否かについてもご回答ください。なお、回答にあつては、それぞれ回答いただき、なぜそのような判断となったのかについて併せてご回答をお願いします。 ①働く機械②発電機③足回りナンバー無モトクロスバイク④ナンバー有モトクロスバイク⑤ボウフラバイク⑥水上バイク	C	-	構造改善特区(第16次)提案の趣意に照らしたとおり、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、自動車又は原動機付自転車以外への給油が可能となる判断基準は、現在認められている車両への給油と比較して、その行為自体が、同等以上の安全性を有していないと認められる場合である。具体的には、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、車両への給油を想定して設計されているセルフ式ガソリンスタンド側の安全対策が、車両以外の機械へ給油する場合に有効に機能すること、(4)給油を始める際に発生する火災危険性が車両の場合と比較して増大しないことが確認される必要がある。 また、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、提案理由にあるレーラーに搭載した状態での水上バイク等への顧客自らが行う給油については、上記判断基準を満足しない限り認められない。						総務省
0420120	防災基盤整備事業における消防防設備の小型動力ポンプ搭載車の全国標準仕様仕様の標準化	平成22年度地方債向 等基金(平成22年 総務省告示第133号) 平成22年度地方債向 等基金運用要綱	消防施設等の整備に関する事業で、当該事業が実施される都道府県又は市町村の地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業のなかで、消防団に配備する消防ポンプ自動車の購入について起債(防災対策事業債)を充当することができる。(購入する消防ポンプ自動車の仕様については指定していない。)		消防団による初期消火活動の機動性の向上を図るため、総務省消防防の防災基盤整備事業において整備を認める消防防設備の小型動力ポンプ搭載車の全国標準仕様仕様の標準化する。	【実施内容】 総務省消防防の防災基盤整備事業(初期消火資機材)において整備を認める消防防設備の小型動力ポンプ搭載車の全国標準仕様仕様の標準化する。 【提案理由】 消防団による初期消火活動の機動性の向上を図るため、総務省消防防の防災基盤整備事業において、その適合品と連携運用手法等の安全基準適合品をもつて小型動力ポンプ搭載車の更新・増強が進展する。その結果、標準化については地場の特性などに応じて、フルオーダーやハイブリッドオーダーによる受注生産方式となっている。一般既成車と比べると作製に時間を要し配車までの期間が長くなっており、その価格も非常に高額なものと類似した財政状況の中で標準・増強が進展している。市町村の標準一般既成車で標準品を認めるもの給油、総務省消防防の防災基盤整備事業により整備を認める車両の標準等にあつては、全国標準仕様仕様の標準化モデルを示すことにより、メーカー側においても低価格・短期間での供給が図られる。また、大規模災害における防出動において全国的に標準仕様であるならば、災害現場における使用取扱説明が簡易化できるとともに、相互に活用ができ、即応力が向上する。	C	-	消防団に配備される小型動力ポンプ搭載車の標準仕様については、国が一様に標準を定めるのではなく、各市町村が消防、地勢、水利等の地域条件等を踏まえ、自ら判断されるべきものと考 えられているところ。 今後、標準仕様の全国標準化へのニーズが高まるようであれば実施を踏まえた上で検討を行いたい。					総務省	
0420130	固定資産税に係る家屋評価における、㎡単価方式の早期導入	地方税法第388条、 403条、固定資産評価 基準(昭和39年1 月28日自治省告示第 3号)第2章第2節 2及び3	地方税法では、固定資産税における固定資産の価格決定については、総務大臣が定める固定資産評価基準によって市町村長が行うものとされている。 家屋の価格決定に当たっては、再建築価格方式によるものとし、固定資産評価基準は、新増分家屋の再建築費評価点数の算出方法を「個別による再建築費評価点数の算出方法」及び「比率による再建築費評価点数の算出方法」として規定している。		地方税法に定める固定資産評価基準について、不道専用住宅の家屋調査においては、現行の再建築価格で㎡単価方式を導入する。	【実施内容】 固定資産(不道専用住宅)の家屋評価において㎡単価方式を導入する。 【提案理由】 現在採用されている再建築費価格方式は、評価者に建築構法や建築資材に関する一定の知識が必要となり、再建築費評価点数の算出課程においては家屋の構成資材や施工量を個々に把握して算出する必要があり、その算出に要する労力が割れているところである。 これと比べて数式にたがって算出されている財政法人資産評価システム研究センターの「家屋に関する調査研究委員会」の報告では、簡潔性、客観性、公平性等いくつかの条件を付した上で㎡単価方式が最も適当な方式として選択されており、さらに具体的に標準化に向けて調査研究が進められているところである。 当市の家屋調査の大枠を占める不道専用住宅の多くは、評価基準上ほぼ同様の資材・構法に建設されていることから、従来の方式を簡潔合理的にした㎡単価方式の導入は適しているものと考えられ、導入により、家屋調査事務の合理化だけでなく、調査時に立ち会いを要求される家屋所有者の負担軽減(調査時間の短縮)も期待できることから早期導入を望むものである。	D	Ⅲ	固定資産評価基準には、「比率による再建築費評価点数の算出方法」が規定されており、当該規定に基づき、市内に所在する不道専用住宅の規模、構造等の別に応じて算出した標準不道専用住宅の㎡当たり単価を用いて家屋評価を行うことは、貴庁においても現状に可能である。また、その実施によつて、提案理由にある家屋調査事務の合理化及び家屋所有者の負担軽減(調査時間の短縮)を図ることには十分に可能であると考える。 なお、総務省においても、現在㎡単価方式について研究しているところだが、具体的な家屋調査等は、基本的に全国一律に同一のものを設定することが望ましいとされている。					総務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	技術調査・制度提案に添った権利の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	制度提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
0420140	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様な自治体制度の創設		制度の現状		次項について、透明性・公開性を確保した公正な手続きのもとで行うための制度を創設する。 【交流派遣】 民間企業等に派遣された地方公務員が、派遣期間中、地方公務員の身分を保持しながら、民間企業等から給与をもらうことができるようにする。 【交流採用】 地方公共団体に、期間を定めて採用される民間企業等の社員が、不利益を被ることなく、公務員の身分を持って公務員に就くことができるようにする。 【人事委員会の関与】 人事交流に関して人事委員会が関与する範囲は、各地方公共団体が、状況に応じて定めるものとする。	・ 社会情勢がめまぐるしく変化している現代において、民間企業を持つ市場ニーズの把握手法やプラ・リサーチ、効率的経営手法等から学ぶとともに、民間企業から現行政策制約の課題を把握することにより、地域の状況に応じた行政経営を効果的かつ機動的に行っていくことが必要である。 (提案実現の支障となっている制約) 【交流派遣】 民間企業等からの要請に基づき、地方公務員を派遣する場合、地方公務員法第35条(義務)等を含む義務及び第38条(差別)が適用されるため、派遣先の民間企業等で業務に従事する地方公務員は、民間企業等から給料を受け取ることができない。 【交流採用】 ・ 任期付職員として採用される者は、地方公務員法が適用されることから、企業を離れなければならない。 ・ そのため、雇用保険が適用されないこととなり、任期満了後に元の企業に復職し、その後失業した場合リスクが增大すること、また、派遣元の企業の退職金を受給するためには、派遣元企業の社内規定等を要請しなければならないことなど、採用される者に不利益が生じる。 ・ そのような不利益が生じる任期付職員制度の採用は、民間企業の協力が得られにくい。 (具体的な実施内容) 【人事委員会の関与】 民間企業等との公称手続きや交流派遣された職員に関する派遣先企業との取決めの締結は、各府省庁で行うこととし、人事委員会には、交流基準の策定等、人事交流の適正な実施を確保するための取組の業務を担うこととするなど、各地方公共団体の状況に応じて、人事委員会が関与する範囲は、条例等で定めることとする。	二企業は、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、国の官民交流法という。)と同様な自治体制度の創設設とのことであり、具体的には、(1)地方公共団体が民間企業へ地方公務員を派遣される場合、その派遣期間中、地方公務員の身分を保持しながら、民間企業等から給与をもらうことができること、(2)地方公共団体に、期間を定めて採用される民間企業等の社員が、不利益を被ることなく、公務員の身分を持つ公務員に就くことができること、(3)人事交流に関して人事委員会が関与する範囲は、各地方公共団体が、状況に応じて定めるものとする。との旨である。 地方公共団体における官民交流の在り方については、国の官民交流法のような一律の制度を設けずとも、現行制度(1)任期付任用の活用、(2)研修派遣の活用)を各地方公共団体の創意工夫により活用することで十分に対応できると考えるところ、それぞれその点については、以下のとおりお答えする。 1)について 国の官民交流法において、国から民間企業に派遣される場合、派遣先企業との間で労働契約を経ることから、給与は派遣先企業から支給されるが、この場合、派遣先企業において研修することが本来前提とされている。 一方、地方公共団体において研修派遣を適用する場合、公務員として派遣されたにもかかわらず派遣元の地方公共団体から支給されることなどが、当該派遣職員が民間企業において研修するために従事するために制約は無い。 貴庁からご提案の趣旨が、民間企業の効率的な経営手法を行政経営に取入れることであると理解されること、人事管理の実情が多様多岐である地方公共団体においては、研修派遣を有効に活用したいなど、より具体的な派遣を実施していただくべきではないかと考える。 2)について 国の官民交流法第20条は、民間が国に採用された派遣採用員について、交流先企業に対する処分等に関する事務をその職務とする旨の国の交流先企業と管理に取組むものとして人事委員会が定める旨に設けてはならないことと規定している。これは、民間企業を退職し、交流派遣された者及び雇用関係を継続したまま交流採用された者双方の一時的である。 したがって、官民交流法第20条4項2号に掲げる旨である交流派遣職員(以下、任期付職員と称する)は、国との関係を断つことにより、民間企業に就くこととなる旨と規定している。 一方、任期付任用を適用する場合、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(以下、「任期付法」という。)の定める要件を満たす限りであれば、任期の制約はない。 貴庁からご提案の趣旨が、民間企業の効率的な経営手法を行政経営に取入れることであると理解されること、人事管理の実情が多様多岐である地方公共団体においては、任期付法を活用したいなど、期間延長を伴った任用を実施していただくべきではないかと考える。 なお、選考については、国の官民交流法の趣旨による場合社内規程等の変更をするなどの工夫をしいたこととなり、官民交流の効率的な実施には官民双方の工夫と協力が必要となるものである。 3)について 人事委員会は、中立的かつ専門的な人事機関として、任命権者の任命権の行使をサポートする機能を果たすものであり、その機能は官民交流法第35条に列挙されている。ご提案は、人事交流に関して人事委員会が関与する範囲について、条例等で定めることとするところであるが、どのような改正をされているのか等について、検討は困難。 なお、任期付任用の活用及び研修派遣を適用する場合には、人事委員会の関与について、特例措置が生じる場合があるとは想定していない。	D	I	1 0 4 8 0 8 0	投資債	投資債	総務省 厚生労働省	
0420150	特定の回路を用いた場合の無線デバイスの技術基準適合証明・認証の必要性の緩和	電波法第4条 電波法第38条の6 電波法第38条の7第3項	技術基準適合証明を受けた旨表示された無線設備(適合表示無線設備)のみを使用する無線局については、免許不要等の措置を受けることができる。 技術基準適合証明の事業を行う者は、無線設備が技術基準に適合しているとも認めるときに限り証明を行う。 適合表示無線設備の変更の工事をしたものは、表示を除去しなければならず、表示が無ければ適合表示無線設備の特例措置を受けることができない。		特定の回路やチップを用いた場合の実証実験の際には、認証不要で無線デバイスを利用可能とすることを求める。 無線回路は通常標準的な構成で利用しているため、毎回の検査は不要である。	240MHz 等の ISMバンドを利用する小電力無線デバイスを構築する際には、現在は、技術基準適合証明・認証が必要となる。実証実験を際にはセンサデバイスを構築するために認証が必要となるコストが大きい。 無線回路は通常標準的な構成で利用しているため、毎回の検査は不要である。	D	一	1 0 3 2 0 0 0 0	豊田市次世代づくりプロジェクト	名古屋大学	愛知県	総務省	
0420160	エコポイント宝くじ	・ 罰法(第185条、第187条) ・ 不当商品類及び不当表示防止法 ・ 信託法 ・ 当せん金付証券法	・ 高くじの発売、高くじ発売の取次ぎ、高くじの授受の禁止 ・ 経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証券の発売により、流動購買力を吸収し、もって地方財政資金の調達に資することを目的とする。		第16次経済改革特区に都市経済事が取組みのビジネス特許のスキームによつて立案されたビジネスモデルプランにおいて関係4府の回答はすべて立法以外に運申しとの回答であった。併せて各府の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進された。	1)エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める 2022-25%削減は、日本が世界に列して削減したマックスである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、迅速実行する基本となるものである。 2)エコポイントの業約化は経済活性化の活路となる 近況産業が急速に業約化する中において、ポイントもマイルズ部分については業約化が進んでいない。最大の理由は発注主体企業等なるべく権利を行使しない期限付きで失権する事案に外ならない。現状の経済界においては新しい形態のインペーションの実施こそ事業発展のキープポイントと書かれている。府県と中央政府政策においては、現況は実業において1000ポイント単位でのクーポン・又はネット上においての決済等を通じて経済流通上ポイント企業と取次ぎとして利用すれば、昨年より発行のグリーン家庭エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約3000億。事業年度の間にれば4年間の3兆0000億の経済波及効果ありは断じられている。 3)現在政府が求めているのは、内閣拡大の政策である 現在実行中の予算の中のエコポイント統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分りやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを実施する軽くなると思える。いずりして、国民に対して、景と常時とマを考へ、感動・感涙・スリルが口コミで広がり、国民の中へファッション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。	C	I	1 0 5 8 0 0 0	エコポイント宝くじ	名古屋大学、豊田市商工会、豊田県商工会議所	総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省		

